$$\sum_{n=15}^{30}(AA_n \times 1{,}000 \times AB_n) + \sum_{n=26}^{30}(AC_n \times 1{,}000 \times AD_n)$$

$$+ \sum_{n=20}^{30}(AE_n \times 1{,}000 \times AF_n) + \sum_{n=26}^{30}(AG_n \times 1{,}000 \times$$

$$AH_n) + (32{,}900{,}000\text{円} \times AI_1 + 1{,}697{,}000\text{円} \times AI_2) +$$

$$AJ \times 0.5 + (AK + AL + AM + AN) \times 1{,}000 \times 0.5$$

$$+ \sum_{n=12}^{30}(AO_n \times 1{,}000 \times AP_n) + AQ \times 448{,}000\text{円}$$

算式の符号

A　測定単位の数値

B_1　診療所の数

B_2　診療所病床数

C　高料金対策簡易水道資本費

D　高料金対策簡易水道有収水量

E　簡易水道等給水人口

F　簡易水道事業債元利償還金

G_n　簡易水道事業債同意等額

$H_{12} = 0.049$

$H_{13} = 0.052$

$H_{14} = 0.045$

$H_{15} = 0.053$

$H_{16} = 0.058$

H_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.050

からの継続事業」という。）に係るものの元利償還金にあつては○・○七六を、平成十四年度に発行を許可された市町村立等病院事業債のうち平成十三年度以前からの継続事業以外の事業に係るものの元利償還金にあつては○・○五七を、平成十五年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○四○七を、平成十四年度に基本設計等に着手した事業（以下この号において「平成十四年度からの継続事業」という。）に係るものの額に○・○○三○五を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○三○五を、平成十六年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○四四五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○三三一を、市場公募都市の平成十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○三八二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○二九三を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○二九三を、市場公募都市以外の市町村の平成十七年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○四八三を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○三五六を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○三五六を、市場公募都市の平成十八年度における市町村立等病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るもの（「平成十八年度地方債同意等基準運用要綱等につい